

**2403.19 1. 手巻きたばこ（オランダ産「DRUM」等）の関税分類について**

刻み幅 0.3 ミリメートル～1.0 ミリメートル程度の香味付けたばこをパウチパックに包装し、これに巻紙を同封した製造たばこ（約 1 グラムのたばこを同封の巻紙で巻き、紙巻たばこ状にして喫煙に供する。オランダ産「DRUM」の場合は、たばこ 50 グラムと巻紙 50 枚がセットになっている。）は、関税率表第 2403.19 号－2 「その他のもの」に分類することとする。ただし、巻紙が同封されていないものは関税率表第 2403.19 号－1 「パイプたばこ」に分類することとなるので留意する。なお、たばこ税法上の取扱いは、従来どおりパイプたばことなる。